

(2) 会長及び会長代理の選出について

<参考> 蕨市立図書館協議会 会長及び会長代理関係例規

○蕨市立図書館設置及び管理条例（抜粋）

（会長及び会長代理）

第7条 協議会に会長及び会長代理をそれぞれ1人置き、委員が互選する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。